

合併協定書附属資料

富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村

目 次

合併協定項目14

「使用料・手数料等の取扱い」調整方針	1
--------------------------	---

合併協定項目16

「補助金、交付金等の取扱い」調整方針	13
--------------------------	----

合併協定項目21

「各種事務事業の取扱い」調整方針	19
------------------------	----

合併協定項目14

「使用料・手数料等の取扱い」 調整方針

合併協定項目 1 4 「使用料・手数料等の取扱い」 調整方針

種別	調整方針								
保育料	保育料については、国の基準と同じ7階層区分とし、国の徴収基準額の概ね75%水準とする。 ただし、平成17年度から平成21年度までの5か年度については、経過措置を設け、毎年旧市町村が管轄していた保育所群を単位として保育料を定め、段階的に調整するものとし、平成22年度に統一した保育料とする。 なお、所得税等に基づく毎年の保育料階層区分の認定は、合併時から7月とする。								
水道・簡易水道使用料	合併時に水道使用料と簡易水道使用料の統一を図り、富山市の料金体系を基本に一元化するものとする。 なお、富山市の料金表で設定されていない口径30mmの基本料金は、1,040円とし、超過料金は口径25mmに準ずるものとする。 ただし、大沢野町及び山田村の簡易水道等利用者の一部については、合併後も現在の料金体系を適用し、できるだけ早く一元化に努めるものとする。 また、上記ただし書きを除く加入者で、新市料金が旧町村料金を超える場合は、平成17年度から平成19年度までの3か年度については、段階的不均一料金を適用するものとする。 新市の給水条例により計算した水道料金が、従前の料金を上回る場合は、当該上回る額に対して次の減免率を乗じて得た額を差し引くものとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>減免率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td><td>60%</td></tr> <tr> <td>平成18年度</td><td>40%</td></tr> <tr> <td>平成19年度</td><td>20%</td></tr> </tbody> </table>	年 度	減免率	平成17年度	60%	平成18年度	40%	平成19年度	20%
年 度	減免率								
平成17年度	60%								
平成18年度	40%								
平成19年度	20%								

種別	調整方針
水道・簡易水道メーター使用料	合併時に無料とする。
※大沢野町及び山田村「谷地区」の簡易水道等メーター使用料を除く	
水道・簡易水道加入金及び設計審査・工事検査手数料	水道（簡易水道）加入金及び設計審査・工事検査手数料については、合併時に富山市の体系を基本に一元化する。 ただし、富山市の水道加入金で設定されていない口径30mmについては、189,000円（税込み）とし、工事検査手数料については、2,000円とする。
下水道使用料	現行のとおり、各市町村の料金体系を引き継ぐものとする。 なお、数年後に通正な原価計算を基に下水道使用料の統一を図るものとする。
下水道受益者負担金	現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後も、現制度をそれぞれの地区に適用するものとする。
行政財産の目的外使用料 普通財産の貸付料	行政財産の目的外使用料については、合併時に富山市の例により統合する。 普通財産の貸付料については、行政財産と同じ算出方法とする。 ただし、既存分については、現行のとおり新市に引き継ぎ、5年を目途に統一する。

種別	調整方針
火葬場使用料等	火葬場使用料については、合併時に再編する。 (1)市民料金 12歳以上 10,000円 12歳未満 8,000円 死胎 6,000円 身体の一部 6,000円 市民は無料に減免する。 (2)市外料金 12歳以上 35,000円 12歳未満 21,000円 死胎 14,000円 身体の一部14,000円 ただし、立山町は、市民料金の5割増に減免する。 胞衣産汚物焼却炉使用料については、富山市の例により統合する。 富山市斎場の式場・会館使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
墓地使用料等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
幼稚園保育料	現行のとおり、新市に引き継ぎ、5年で統一料金を設定する。
道路占用料	合併時に富山市の例により統合する。

種別	調整方針
河川占用料 (使用料)	合併時に富山市の例により統合する。
公園占用料 (使用料)	合併時に富山市の例により統合する。
漁港使用料	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
漁港占用料	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
農業集落排水使用料	現行のとおり、各市町村の料金体系を引き継ぐものとする。 なお、数年後に使用料の統一を図るものとする。
農業集落排水受益者負担金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
市町村営住宅の家賃	家賃は国の基準に基づき定める。 その算定の基になる利便性係数については、富山市の例により再編する。 その結果、新市の家賃が従前の家賃を上回る場合は、平成17年度から平成21年度までの5か年度で段階的に調整するものとする。

区分	施設の名称							調整方針
	富山市	大沢野町	大山村	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
駐車場	富山市宮城地公園駐車場 富山市宮坂町駐車場 富山市宮路曲輪駐車場 富山市宮富山駅北駐車場	大沢野町宮路駐車場 (下大久保新町・幸町・富内2区)			婦中町宮坂町駐車場 婦中町宮千里駅前駐車場		細入村住宅専用駐車場	原則として、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 なお、同一又は類似施設の使用料等については、施設の規模、実態等を考慮しながら、合併後再編する。
健康・福祉	富山市長寿山老人福祉センター 富山市海岸通老人福祉センター 富山市南老人福祉センター 富山市立富山市民病院 富山市立富山市民病院駐車場 富山市立看護専門学校	大沢野町健康福祉センター 大沢野町老人福祉センター	大山村福祉センター	八尾町健康福祉総合センター		山田村健康センター ささみね	細入村老人憩いの家	
商工	富山市水産商工文化会館 富山市ハイテク・ミニ企業団地 富山市ハイテク・ミニ企業団地研修センター とやメインキューバ・オフィス							
観光	富山市浜島崎キャンプ場 富山ガラス工房	横倉山森林公園 横倉山スキー場 春日温泉（泉源）				山田村富スキー場 牛島温泉（泉源）		
公園・緑地	富山市ファミリーパーク			神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館			細入村神通川河岸公園 飛越ふれあい公園 猪谷地区多目的広場 岩穂地区多目的広場	
農林水産	富山市中央卸売市場 富山市農業センター 富山市水産東部集落農園 富山市古洞の森自然活用村		大山村農村環境改善センター	八尾ゆめの森交流施設 (総合交流促進施設) (健康増進施設) (中山間地活性化施設) (八尾ゆめの森こども元気村) 八尾町森林総合利用施設 八尾町農村環境改善センター 八尾町はたるの里農村公園 (八尾町はたるの館)		山田村自然休養村 (山田村自然環境活用センター) (山田村運動広場) (山田村オートキャンプ場) (山田村隣接宿泊施設) (山田村交流促進センター)		
学校	富山市立市民学園 (富山外国語専門学校) (富山ガラス造形研究所)							
文化社会教育	富山市舞台芸術パーク 富山市芸術文化ホール 富山市民舞会館 富山市新保文化会館 富山国際会議場 富山市野外教育活動センター 富山純楽堂 富山市民プラザホール	大沢野町民文化会館 大沢野町生涯学習センター	大山村民文化会館	八尾町コミュニティ施設 (八尾町コミュニティセンター) (八尾ふらっと館) (杉原荘)	婦中町立ふれあいセンター 婦中町立勤労青少年ホーム			
公民館等	富山市立公民館(全49館)			八尾町八尾公民館 八尾町保内公民館 八尾町保内公民館福島分館 八尾町杉原公民館 八尾町坪花公民館 八尾町家牧公民館 八尾町家牧公民館高瀬分館 八尾町鳳凰谷公民館 八尾町野積公民館 八尾町仁歩公民館 八尾町大長谷公民館	婦中町立中央公民館 婦中町立遠里公民館 婦中町立鶴坂公民館 婦中町立宮川公民館 婦中町立熊野公民館 婦中町立朝日公民館 婦中町立古里公民館 婦中町立神保公民館 婦中町立宮川公民館 婦中町立富山コミュニティセンター	山田村中央公民館	細入村中央公民館 細入村南部地区公民館	

区分	施設の名称							調整方針
	富山市	大沢野町	大山村	八尾町	綿中町	山田村	稲入村	
博物館・資料館等	富山市郷土博物館 (富山市佐藤記念美術館) 富山市科学文化センター 浮田家住宅 旧森家住宅 富山市民俗民芸村 (富山市民芸館) (富山市民芸合掌館) (富山市陶芸館) (富山市茶室円山庵) (富山市民俗資料館) (富山市売薬資料館) (富山市考古資料館) (富山市重牛人記念美術館)		大山村歴史民俗資料館	八尾町曳山展示館 八尾町おわら資料館 八尾町美術保存展示館		山田村歴史民俗資料館	稲入村鎌谷製所館	原則として、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 なお、同一又は類似施設の使用料等については、施設の規模、実態等を考慮しながら、合併後再編する。
スポーツ	富山市総合体育館 富山市東富山体育館 富山市2020年体育館 富山市民球場 富山市民プール 富山市東富山温水プール 富山市民羽球館 富山市和合プール 富山市新保プール 富山市北部プール 富山市三郷プール 富山市馬場記念公園庭球場 富山市石坂庭球場 富山市鶴川庭球場 富山市五輪庭球場 富山市月岡庭球場 富山市民羽球館 富山市墨井町庭球場 富山市布瀬南公園庭球場 富山市西郷庭球場 富山市城東ふれあい公園庭球場 富山市東富山運動広場庭球場 富山南総合公園文化体育施設 ・体育文化センター ・庭球場 富山市総合体育館駐車場	西大沢運動広場夜間照明施設 町営テニスコート夜間照明施設 陸上競技場 野球場	大山村宮体育施設 (社会体育館) (総合体育センター) (総合グラウンド) (テニスコート) (牧体育館) (B & G 海洋センター)	八尾スポーツアリーナ 社会体育館 ゆめの森テニスコート 八尾町B & G 海洋センター温水プール 八尾バインパーク夜間照明施設 八尾小学校運動場夜間照明施設 八尾中学校運動場夜間照明施設 下笹原小学校運動場夜間照明施設 杉原中学校運動場夜間照明施設 八尾町山田公園(サンパーク)夜間照明施設 杉原小学校運動場夜間照明施設 保内小学校運動場夜間照明施設	綿中町民体育館 綿中スポーツプラザ 綿中町武道館	山田村温水泳場 山田村総合体育センター 山田村総合グラウンド		

区分	調整方針
1 市民窓口関係	
○戸籍・住民票手数料	
戸籍謄本・抄本	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
戸籍記載事項証明	
除籍謄本・抄本	
除籍記載事項証明	
戸籍証明書	
戸籍証明書上質紙の場合	
戸籍書類閲覧	
住民票の写し	富山市、婦中町の例により統合する。
(住民基本台帳ネットワークによるもの)	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
住民票記載事項証明	富山市、婦中町の例により統合する。
戸籍の附票の写し	
住民基本台帳閲覧	富山市の例により統合する。
住民基本台帳カード	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

○その他証明手数料

身分証明書	富山市、婦中町の例により統合する。
外国人登録原票写し・記載事項証明	
印鑑登録証	富山市の例により統合する。
印鑑登録証明書	富山市、婦中町の例により統合する。
原動機付自転車臨時運行標識貸与	富山市の例により統合する。
自動車臨時運行許可	富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町の例により統合する。
埋火葬証明	富山市、婦中町の例により統合する。

○税関係手数料

市町村県民税	所得証明	富山市、婦中町の例により統合する。
	課税証明(非課税証明)	
納税	納税証明	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
	軽自動車税納税証明(車検用)	
固定資産税	評価証明	富山市の例により統合する。
	公課証明	
	課税台帳記載事項証明	
	資産証明	富山市、婦中町の例により統合する。
	住宅用家屋証明	
	登記用評価証明	
公簿等の閲覧	固定資産課税台帳(名寄帳)	富山市の例により統合する。
	公園	
登録証明		

区分		調整方針
2 保健所関係		
○理容、美容、クリーニング、興行場、温泉、旅館、公衆浴場関係手数料		
興行場営業許可	仮設興行場	富山市の例により統合する。
	仮設興行場以外の興行場	
温泉利用許可		
旅館業許可		
旅館業の許可を受けた地位の承継の承認		
浴場業許可		
理容所・美容所開設検査		
クリーニング所開設検査		

○狂犬病、犬の危害防止関係手数料

犬の登録	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
狂犬病予防注射済票	
犬の鑑札再交付	
狂犬病予防注射済票再交付	
犬の予防接種	富山市の例により統合する。
狂犬病予防法の規定に基づく犬の抑留	
犬の危害防止条例(県)の規定に基づく犬の抑留	

○畜産及び化製場等関係手数料

化製場設置許可	富山市の例により統合する。	
死亡獣畜取扱場設置許可		
動物の飼養又は収容の許可	富山市、大沢野町、大山町、婦中町、継入村の例により統合する。	
一般と畜場設置許可	富山市の例により統合する。	
簡易と畜場設置許可		
獣畜のと殺 又は解体検査		牛及び馬(生後1年未満の牛及び馬を除く)
		豚及び生後1年未満の牛及び馬
		綿羊及びびやぎ(生後6月未満の綿羊及びびやぎを除く)
	生後6月未満の綿羊及びびやぎ	

○食鳥処理事業、食鳥検査手数料

食鳥処理業許可	富山市の例により統合する。
食鳥処理場の構造又は設備変更許可	
食鳥検査	
食鳥処理確認規程認定	
食鳥処理確認規程変更認定	

区分		調整方針
○診療所、助産所関係手数料		
診療所開設許可		富山市の例により統合する。
助産所開設許可		
診療所検査		
助産所検査		
○衛生検査所関係手数料		
衛生検査所登録		富山市の例により統合する。
衛生検査所登録証明書書換え交付		
衛生検査所登録証明書再交付		
衛生検査所登録変更		
○医薬品販売業許可手数料		
医薬品販売業許可		富山市の例により統合する。
医薬品販売業許可更新		
医薬品販売業許可証の書換え交付		
医薬品販売業許可証の再交付		
○毒物、劇物販売業登録手数料		
毒物劇物販売業登録		富山市の例により統合する。
毒物劇物販売業登録更新		
毒物劇物販売業登録票書換え交付		
毒物劇物販売業登録票再交付		
○その他の手数料		
魚介類行商許可		富山市の例により統合する。
死体保存許可		
○水質試験検査手数料		
飲料 水理 化学 検査	水質基準に関する省令の表33の項、37の項、38の項及び45の項から50の項までの上欄に掲げる事項に関する検査	
	水質基準に関する省令の表10の項、33の項、37の項、38の項及び45の項から50の項までの上欄に掲げる事項に関する検査	
	項目別検査	簡易な検査
		比較的簡易な検査
		比較的複雑な検査
		複雑な検査

区分			調整方針
飲料 水理 化学 検査	項目別検査	特に複雑な検査	富山市の例により統合する。
	遊泳用プール水理化学検査		
簡易専用水道定期検査			
細菌 検査	飲料水の規格試験（一般細菌数・大腸菌定性試験）		
	規格試験（一般細菌数・大腸菌群定性試験）		
	飲料水の大腸菌定性試験		
	大腸菌群定性試験（特性酵素基質培地法等）		
	大腸菌群定性試験（乳糖ブイヨン培地法等）		
	大腸菌群定量試験		
	一般細菌数試験		
	レジオネラ属菌定量試験		
	し尿浄化槽放流水の標準検査		
	し尿浄化槽放流水 の特別検査	生物化学的酸素要求量測定	
化学的酸素要求量測定			
その他の理化学検査			
寄生虫検査			
○食品、食品添加物、器具、家庭用品等試験検査手数料			
成分規格試験	食肉製品理化学試験		富山市の例により統合する。
	清涼飲料水理化学試験		
	乳又は乳製品理化学試験		
	食品添加物理化学試験		
	乳酸菌飲料菌数測定試験		
細菌検査	大腸菌群定性試験		
	大腸菌群定量試験		
	腸管出血性大腸菌定性試験		
	腸管出血性大腸菌（ベロ毒素）確定試験		
	その他病原微生物定性試験		
	生菌数測定		
	無菌試験		
	細菌試験		
	殺菌試験		
	細菌透過試験		
定性試験			
定量試験			
異物試験			
その他食品残留農薬			

区分	調整方針
○臨床検査手数料	
飲食関係等の定期検査及び集団検査に係る赤痢、腸チフス、パラチフス菌の細菌培養検査	富山市の例により統合する。
○検査についての証明書等交付手数料	
証明書	富山市の例により統合する。
診断書	
検査成績書の再交付	
○食品営業許可手数料	
飲食店の営業の許可	富山市の例により統合する。
喫茶店の営業の許可	
菓子製造業の許可	
あん類製造業の許可	
アイスクリーム類製造業の許可	
乳処理業の許可	
特別牛乳搾取処理業の許可	
乳製品製造業の許可	
集乳業の許可	
乳類販売業の許可	
食肉処理業の許可	
食肉販売業の許可	
食肉製品製造業の許可	
魚介類販売業の許可	
魚介類焼く売り営業の許可	
魚肉練り製品製造業の許可	
食品の冷凍又は冷蔵業の許可	
食品の放射線照射業の許可	
清涼飲料水製造業の許可	
乳酸菌飲料製造業の許可	
氷雪製造業の許可	
氷雪販売業の許可	
食用油脂製造業の許可	
マーガリン又はショートニング製造業の許可	
みそ製造業の許可	
醤油(しょう)油製造業の許可	
ソース類製造業の許可	
酒類製造業の許可	
豆腐製造業の許可	

区分	調整方針
○食品営業許可手数料(続き)	
納豆製造業の許可	富山市の例により統合する。
めん類製造業の許可	
そうざい製造業の許可	
缶詰又は瓶詰食品製造業の許可	
添加物製造業の許可	

3 病院関係

○診断書交付手数料

一般診断書	富山市の例により統合する。
死亡診断書	
死体検案書	
厚生年金診断書	
国民年金診断書	
悪病診断書	
生命保険金受給死亡診断書	
身体障害者診断書	
精神障害者診断書	
自動車損害賠償関係診断書	
病歴書	
その他の診断書	

○証明書交付手数料

一般証明書	富山市の例により統合する。
医療費領収証明書	
出産証明書	
死亡証明書	
自動車損害賠償責任保険の受給に関する証明書	
その他の証明書	

4 居宅介護関係

居宅介護支援に関する計画	富山市、大沢野町、大山町、八尾町の例により統合する。
--------------	----------------------------

区分		調整方針	
5 訪問看護関係			
老人保健法等に基づく利用	基本利用料		
	その他	時間外利用料金(2時間まで)	
		超過利用料金(2時間を超える場合)	
		交通費(市の区域外への訪問の場合)	5km未満
			5km以上 10km未満
			10km以上 15km未満
15km以上			
介護保険法に基づく利用			
		富山市の例により統合する。	

6 デイサービス

介護保険法の規定に基づき通所介護に関する給付を受けた者	富山市の例により統合する。
その他の者	

7 環境衛生関係

○一般廃棄物処理手数料

し尿収集・運搬		現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後、5年を目途に一元化を図るものとする。し尿処理施設に係る経費(処理手数料)は、当分の間、くみ取り手数料に算入しないものとする。
浄化槽汚泥		富山市の例により統合する。
犬、猫等動物の死体		廃止する。
し尿処理場		現行のとおり、新市に引き継ぐ。
最終処分場へ搬入できるもの(市長が指定するもの)		富山市の例により統合する。
特定家庭用機器	市が収集・運搬する場合	ユニット形エアコンディショナー
		テレビジョン受像機
		電気冷蔵庫及び冷凍庫
		電気洗濯機
		電気洗濯機
	市長が指定する施設へ搬入する場合	
その他の一般廃棄物	定期収集	
	臨時収集	30kg以下
		30kg超100kg以下
		100kg超500kg以下
		500kg超

区分		調整方針
○浄化槽保守点検業関係手数料		
浄化槽保守点検業登録	富山市の例により統合する。	
浄化槽保守点検業更新登録		
浄化槽保守点検業者登録簿の謄本		
○許可申請手数料		
改葬許可	富山市の例により統合する。	
一般廃棄物収集運搬業許可、許可更新	富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、相入村の例により統合する。	
一般廃棄物収集運搬業、処分業の事業範囲変更許可		
浄化槽清掃業許可申請		
許可証の再交付		
一般廃棄物処分業許可、許可更新	富山市の例により統合する。	
一般廃棄物処理施設設置許可	法8条第4項に規定する施設	
	その他の施設	
一般廃棄物処理施設設置変更許可	法8条第4項に規定する施設	
	その他の施設	
一般廃棄物処理施設の譲受け許可		
一般廃棄物処理施設設置法人の合併・分割認可		
産業廃棄物処理施設の譲受け許可		
産業廃棄物処理施設設置法人の合併・分割認可		
産業廃棄物収集運搬業許可		
産業廃棄物収集運搬業許可更新		
産業廃棄物処分業許可		
産業廃棄物処分業許可更新		
産業廃棄物収集運搬業変更許可		
産業廃棄物処分業変更許可		
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可		
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新		
特別管理産業廃棄物処分業許可		
特別管理産業廃棄物処分業許可更新		
特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可		
特別管理産業廃棄物処分業変更許可		
産業廃棄物処理施設設置許可	法15条第4項に規定する施設	
	その他の施設	
産業廃棄物処理施設設置変更許可	法15条第4項に規定する施設	
	その他の施設	
自動車リサイクル法解体業許可		
自動車リサイクル法解体業更新許可		
自動車リサイクル法破砕業許可		

区分	調整方針
○許可申請手数料（続き）	
自動車リサイクル法破砕業更新許可	富山市の例により統合する。
自動車リサイクル法破砕業変更許可	
自動車リサイクル法引取業者の登録	
自動車リサイクル法引取業者の更新登録	
自動車リサイクル法フロン類回収業者の登録	
自動車リサイクル法フロン類回収業者の更新登録	

8 都市整備関係

○開発行為等手数料

開発行為許可	0.1ha未満	自己の居住	富山市の例により統合する。
		自己の業務	
		その他	
	0.1ha以上 0.3ha未満	自己の居住	
		自己の業務	
		その他	
	0.3ha以上 0.6ha未満	自己の居住	
		自己の業務	
		その他	
	0.6ha以上 1ha未満	自己の居住	
		自己の業務	
		その他	
	1ha以上 3ha未満	自己の居住	
		自己の業務	
		その他	
	3ha以上 6ha未満	自己の居住	
		自己の業務	
		その他	
	6ha以上 10ha未満	自己の居住	
		自己の業務	
		その他	
	10ha以上	自己の居住	
		自己の業務	
		その他	
開発行為 変更許可	次に掲げる額を合算した 額（870,000円を超える 場合は、870,000円）	設計変更 区域編入 その他	
市街化調整区域内等における建築物の特例許可			
予定建築物等以外の建築等許可			

区分		調整方針
○開発行為等手数料（続き）		
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可	0.1ha未満	
	0.1ha以上0.3ha未満	
	0.3ha以上0.6ha未満	
	0.6ha以上1ha未満	
	1ha以上	
開発許可を受けた地位の承継の承認	自己の居住	
	自己の業務	1ha未満 1ha以上
	その他	
	開発登録簿の写し	
		富山市の例により統合する。

○優良宅地造成認定手数料

優良宅地造成認定	0.1ha未満	富山市、大沢野町、八尾町、婦中町、山田 村、細入村の例により統合する。
	0.1ha以上0.3ha未満	
	0.3ha以上0.6ha未満	富山市の例により統合する。
	0.6ha以上1ha未満	
	1ha以上3ha未満	
	3ha以上6ha未満	
	6ha以上10ha未満	
	10ha以上	

9 建築関係

○建築物等確認申請手数料

30㎡以内	中間検査対 象建築物	確認（新規・変更）	富山市の例により統合する。
		完了検査	
		中間検査	
		完了検査	
30㎡超 100㎡以内	中間検査対 象建築物	確認（新規・変更）	
		完了検査	
		中間検査	
		完了検査	
100㎡超 200㎡以内	中間検査対 象建築物	確認（新規・変更）	
		完了検査	
		中間検査	
		完了検査	

区分		調整方針	
○建築物等確認申請手数料（続き）			
200㎡超 500㎡以内	中間検査対象建築物	確認(新規・変更)	富山市の例により統合する。
		完了検査	
		中間検査	
500㎡超 1,000㎡以内	中間検査対象建築物	完了検査	
		確認(新規・変更)	
		完了検査	
1,000㎡超 2,000㎡以内	中間検査対象建築物	中間検査	
		完了検査	
		確認(新規・変更)	
2,000㎡超 10,000㎡以内	中間検査対象建築物	完了検査	
		中間検査	
		完了検査	
10,000㎡超 50,000㎡以内	中間検査対象建築物	確認(新規・変更)	
		完了検査	
		中間検査	
50,000㎡超	中間検査対象建築物	完了検査	
		確認(新規・変更)	
		完了検査	
建築設備 (昇降機)	中間検査対象建築物	中間検査	
		完了検査	
		確認(新規)	
建築設備(電動ダム ウェーター)	中間検査対象建築物	確認(変更)	
		完了検査	
		中間検査	
工作物	中間検査対象建築物	完了検査	
		確認(新規)	
		確認(変更)	
		完了検査	

区分		調整方針
○その他建築関係手数料		
検査済証の交付前における建築物等の仮使用承認	床面積100㎡以内	富山市の例により統合する。
	床面積100㎡超500㎡以内	
	床面積500㎡超1,000㎡以内	
	床面積1,000㎡超	
	建築設備及び工作物	
建築物の敷地と道路との関係の建築の許可		
公衆便所等の道路内における建築の許可		
道路内における建築の認定		
公共用歩廊等の道路内における建築の許可		
壁面線外における建築の許可		
用途地域における建築等の許可		
特殊建築物等の敷地の許可		
建築物の容積率の特例の許可		
建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可		
建築物の敷地面積の許可		
建築物の高さの特例の認定		
建築物の高さの許可		
日影による建築物の高さの特例の許可		
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定		
高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可		
高度利用地区における建築物の各部分の高さの特例許可		
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可		
地区計画の区域における公共施設の整備の状況に応じた容積率に関する制限の適用除外に係る認定		
地区計画の区域における前面道路の幅員に応じた容積率に関する特例又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定		
住宅地高度利用地区計画の区域における容積率、建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定		
住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可		
再開発地区計画の区域における容積率に関する制限の適用除外に係る認定		
再開発地区の区域における建築物の各部分の高さの許可		
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例の許可		

区分		調整方針
○その他建築関係手数料（続き）		
仮設建築物の建築許可	延べ面積100㎡以内	富山市の例により統合する。
	延べ面積100㎡超500㎡以内	
	延べ面積500㎡超1,000㎡以内	
	延べ面積1,000㎡超	
総合的計画による一団地建築物の特例の認定	建築物の数が2	
	建築物の数が3以上	
既存建築物を前提とした総合的計画による建築物の特例の認定	建築物の数が1	
	建築物の数が2以上	
同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定	建築物の数が1	
	建築物の数が2以上	
複数建築物の認定の取消し		
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定		

○優良住宅住宅新築認定手数料

優良住宅新築認定（一団の宅地面積が1000㎡以上の場合）	100㎡以下	富山市の例により統合する。
	100㎡超500㎡以下	
	500㎡超2,000㎡以下	
	2,000㎡超10,000㎡以下	
	10,000㎡超50,000㎡以下	
優良住宅新築認定（一団の宅地面積が1000㎡未満の場合）	50,000㎡超	富山市、大沢野町、八尾町、婦中町、山田村、綴入村の例により統合する。
	100㎡以下	
	100㎡超500㎡以下	
	500㎡超2,000㎡以下	
	2,000㎡超10,000㎡以下	
	10,000㎡超	

○屋外広告物関係手数料

はり紙		現行のとおり、新市に引き継ぐ。
はり札		
立て看板、のぼり		
横断幕、懸垂幕、アドバルーン	面積10㎡未満	
	面積10㎡以上	
電柱広告		
置看板、車体利用広告、野立広告、屋上広告、壁面広告、突出し広告	面積1㎡未満	
	面積1㎡以上	

区分		調整方針
○屋外広告物関係手数料（続き）		
特殊装置の広告物	面積10㎡未満	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
	面積10㎡以上	
屋外広告物講習手数料		

10 建設関係

○船員法関係手数料

船員雇入契約の公認審査	富山市の例により統合する。
船員手帳の交付	
船員手帳の書換え	
船員手帳の訂正	

11 計量法関係

○計量検査手数料

①検出部が電気式・光電式のものであって、ひょう量が1t以下の非自動はかり	100kg以下	富山市の例により統合する。
	100kg超250kg以下	
	250kg超500kg以下	
	500kg超	
②棒はかり・光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがある非自動はかり		
③①又は②に掲げるもの以外の非自動はかり	100kg以下	
	100kg超250kg以下	
	250kg超500kg以下	
	500kg超1t以下	
	1t超2t以下	
	2t超5t以下	
	5t超10t以下	
	10t超20t以下	
	20t超30t以下	
	30t超40t以下	
	40t超50t以下	
	50t超	
最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満の非自動はかり		
分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり		
計量管理方法検査		

区分	調整方針
12 農林関係	
○鳥獣飼養登録関係手数料	
鳥獣飼養登録証の交付・更新・再交付	富山市、大沢野町、八尾町、婦中町、山田村、越入村の例による統合する。

○農業委員会各種証明書手数料

耕作証明	富山市の例により統合する。
許可済証明	
受理済証明	
現況証明	
非農地証明	
小作地証明	
自作地証明	
農地の買い替え証明	
土地改良事業の事実証明	
不動産取得税軽減のためのあっせん証明	
土地改良事業参加資格交替承認書	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
散居宅地に対する事実証明	
贈与税及び相続税の納税猶予適格者証明	富山市の例により統合する。
贈与税及び相続税の納税猶予に係る農業経営継続証明	
不動産取得税徴収猶予に係る農業経営継続証明	
軽油免税証明	

13 消防関係

○火災予防条例に関する手数料

指定数量未満のタンク検査	水圧検査	大沢野町の例により統合する。
	水圧検査	
	6000以下 6000超	

○消防法及び石油コンビナート等災害防止法に関する手数料

危険物仮貯蔵仮取扱い承認	富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町の例により統合する。
危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置(変更)許可	
危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置(変更)完成検査	
危険物製造所・貯蔵所・取扱所仮使用承認	
危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成検査前検査	
特定屋外タンク貯蔵所・移送取扱所保安検査	
石油コンビナート等災害防止法特定防災施設等検査	富山市、婦中町の例により統合する。

区分	調整方針
○その他証明手数料	
救急証明	富山市、婦中町の例により統合する。
り災証明	
防火管理者資格取得講習会受講証明	富山市の例により統合する。

14 その他

その他の証明	富山市、婦中町の例により統合する。
その他公簿、公文書及び図面の閲覧	

合併協定項目16

「補助金、交付金等の取扱い」調整方針

合併協定項目16「補助金、交付金等の取扱い」調整方針

1 合併時に統合・再編を図る補助金、交付金等

補助金名称	調整方針
不採算バス路線維持補助金	合併時に富山市の例により統合するものとする。
土地区画整理組合事業補助金	
中小企業向け融資制度等	
保証料助成制度	合併時に富山市の保証料助成制度に統合するものとする。
単独融資制度	
県協調融資制度	
他機関制度	
利子助成制度	合併時に富山市の利子助成制度に統合するものとする。 なお、既往の融資分については、新市に引き継ぐものとする。
単独融資制度	
県協調融資制度	
他機関制度	
損失補償制度	合併時に富山市の損失補償制度に統合するものとする。 なお、既往の融資分に係る契約は、新市に引き継ぐものとする。
単独融資制度	
県協調融資制度	
新規企業立地促進事業・制度	
用地・建物・設備の取得費補助制度	合併時に、富山市の例により統合する。なお、富山八尾中核工業団地及び富山イノベーションパークについては、県の直接補助に加え、新市単独で下記の金額を補助するものとする。 (取得費の5% 限度額1億円(1億円以上の経費、新規雇用が5人以上))
工場等の設置における固定資産に係る補助制度	合併時に、富山市の例により統合する。なお、合併前に課税免除の適用を受けた企業については、その適用期間、課税免除相当額を補助するものとする。
用地に係る経費補助制度 ※用地取得に係る補助分	用地取得に係る補助制度については、合併時に、富山市の例により統合する。
環境保全施設に係る工事費補助制度	工場立地法、緑化推進条例に基づく緑地の設置及び公害防止設備の設置については、合併時に、富山市の例により統合する。 未整備用地の廃棄物処理施設、排水路等の整備費については、合併時に、婦中町の例により統合する。

補助金名称	調整方針
新規企業立地促進事業・制度 (続き)	
福利厚生施設設置に係る工事費補助制度	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
消雪装置設置に係る工事費補助制度	
再生資源を原材料として利用する事業に対する設備投資に係る補助制度	
工場等の新增設に際する新規雇用者に係る補助制度	
集団化・高度化による工場等の設置に係る補助制度	
集団化・高度化による共同施設の設置に係る経費補助制度	
私立高等学校・幼稚園補助	合併時に富山市の例により統合する。
私立幼稚園就園奨励費補助金	合併時に富山市、八尾町、婦中町の例により統合する。
国際化推進事業補助金	合併時に再編する。
富山地区たばこ連絡協議会補助金	
保護司会等への補助	
地域ぐるみ福祉活動補助金	
住宅改造補助事業	
居宅介護支援事業所連絡協議会補助・育成	
防犯協会補助金	
ごみ集積場設置補助金及びネット補助金	
農用地利用集積事業補助金	
小規模土地改良事業補助金	
土地改良事業補助金	

補助金名称	調整方針
県単独土地改良事業	合併時に再編する。
市単独土地改良事業	
県単森林整備事業	
森林環境保全整備事業	
家畜防疫対策	
公園愛護会への助成	
中学校体育連盟補助	
全国大会等出場助成	
自動車改造費助成	
自動車免許取得費助成	
産休等職員代替職員補助制度	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
社会福祉事業振興補助金融資利子補給	
痴呆性高齢者グループホーム建設助成事業費	
介護老人保健施設借入金利子補給事業	
介護老人保健施設設備整備助成事業	
私立学校等結核健康診断補助事業	
更正保護団体に対する補助	
地区民生委員協議会等への補助	
私立保育所に係る各種補助	
精神障害者共同作業所補助事業	
心身障害者通所訓練作業所補助制度	合併時に富山市の例により統合する。
介護支援仕様自動車改造費補助事業	
外国人高齢者福祉手当	
認可外保育施設運営費補助	
私立保育所の施設整備補助	
老人福祉施設建設助成（ケアハウス）	
公衆浴場関係補助金	
事業系一般廃棄物減量化推進事業（商店街古紙回収補助事業補助金）	
商工会議所・商工会経営改善普及事業補助金	

補助金名称	調整方針
商店街補助事業・制度	合併時に富山市の例により統合する。
商店街共同施設助成事業補助金	
地力増強対策事業	
建築物等耐震改修促進事業補助金	
各種体育大会派遣補助	
各種農業金融対策事業	合併時に富山市の例により統合する。 ただし、市町村単独補助事業については、合併時に再編する。
中小企業退職金共済契約掛金補助金	合併時に富山市・大沢野町の例により統合する。
公・私立幼稚園の第3子以降保育料軽減事業	合併時に富山市と婦中町の例により統合する。
水田営農経営体活性化事業	合併時に八尾町・婦中町の例により統合する。 ただし、市町村単独補助事業については、合併時に再編する。
ごみ減量化推進事業補助金	合併時に婦中町の例により統合する。
農業用廃プラ・廃農薬処理事業補助	合併時に八尾町の例により統合する。
心身障害者関係団体の育成	障害者団体への補助金については、再編・統合等の動向をみながら、調整を行う。なお、合併時までに団体の統合がされない場合は、補助金の継続など何らかの経過措置を考慮する。
心身障害者関係団体への事業補助	団体への補助金については、再編等の動向を見定めながら調整を行う。 なお、合併時までに統合されない団体への補助金については、経過措置を考慮する。
社会福祉協議会への補助	現行のとおり新市に引き継ぐが、合併時に可能な限り統合する。

2 当面、現行のとお市新市に引き継ぎ、合併後調整を図る補助金、交付金等

補助金名称	調整方針
住宅団地造成助成事業補助金	現行のとお市新市に引き継ぎ、合併後、調整するものとする。
中小企業向け融資制度等	
用地に係る経費補助制度 ※賃借料に係る補助分	賃借料に係る補助については、合併後、新市において検討するものとする。
定住促進支援事業補助金	現行のとお市新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
遠距離通学補助	当面、現行のとお市新市に引き継ぎ、合併後調整を図る。
高等教育機関等運営補助金	
私費留学生、外国人支援補助金	
文化・国際交流事業補助金	
芸術・文化団体補助金	
文化会館等運営補助金	
情報化推進事業補助金	
統計調査員団体補助金	
市町村駐車（輪）場運営補助金	
土地開発公社等運営補助金	
納税奨励団体等補助金	
社会援護団体等事業補助金	
健康・福祉施設管理補助金	
障害者施設整備補助金	
障害者施設運営補助金	
障害者支援事業補助金	
母子・助産・児童養護施設運営補助金	
子育て支援、育児補助金	
母子家庭等支援事業補助金	
こども施設・遊具等補助金	
児童健全育成事業補助金	
青少年育成支援団体補助金	
老人福祉施設建設事業補助金	

補助金名称	調整方針
介護療養型医療施設建設事業補助金	当面、現行のとお市新市に引き継ぎ、合併後調整を図る。
在宅介護施設整備事業補助金	
老人ホーム等運営補助金	
高齢者支援団体補助金	
老人関係イベント・大会開催補助金	
高齢者支援事業補助金	
各種保健・衛生団体補助金	
保健衛生関係事業補助金	
自治振興団体補助金	
消費者団体補助金	
人権擁護団体補助金	
男女参画社会推進事業補助金	
女性団体活動補助金	
青年・壮年団体活動補助金	
計量検査事業補助金	
成人の日祝典開催補助金	
ボランティア関連事業補助金	
交通安全関係団体補助金	
環境保全施設等整備補助金	
環境保全団体支援補助金	
住宅用太陽光発電システム設置補助金	
し尿処理収集体制補助金	
最終処分場の対策協議会補助金	
商工業団体補助金	
中心市街地活性化事業補助金	
人材育成事業補助金	
商工業関係表彰顕彰制度補助金	
ベンチャー企業等支援事業補助金	
貿易振興関係補助金	
多目的ホール整備等補助金	
労働団体補助金	

補助金名称	調整方針
勤労者施設補助金	当面、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整を図る。
就労支援事業補助金	
観光物産施設運営補助金	
コンベンション事業補助金	
観光団体補助金	
観光振興事業補助金	
物産支援補助金	
産業支援補助金	
伝統工芸支援補助金	
デザイン振興支援事業補助金	
農業団体補助金	
農村交流補助金	
農業者育成対策事業補助金	
農業共済組合事業補助金	
水田営農経営体活性化事業補助金	
農業生産向上対策事業補助金	
水田転作事業補助金	
米穀流通消費対策事業補助金	
カドミウム汚染対策事業補助金	
中山間地域等直接支払事業補助金	
果樹・園芸・花き振興団体補助金	
果樹・園芸・花き振興対策事業補助金	
地域特産品振興対策事業補助金	
海岸保安林整備事業補助金	
林業関係事業補助金	
鳥獣対策補助金	
林道整備事業補助金	
沿岸漁業振興事業補助金	
内水面漁業関係補助金	
漁業漁村活性化対策事業補助金	
畜産奨励振興事業補助金	
鉄道近代化設備整備補助金	
市街地再開発関係事業補助金	
都市景観関係事業補助金	

補助金名称	調整方針
優良賃貸住宅促進事業補助金	当面、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整を図る。
危険住宅移転事業補助金	
克雪住宅普及事業補助金	
優良建築物等整備事業補助金	
道路・河川関係協議会等補助金	
緑化事業補助金	
防災啓発事業補助金	
校長会、教頭会等補助金	
学校再編事業補助金	
学校後援会、父兄会等補助金	
就学援助補助金	
教育振興事業等補助金	
学校体育団体補助金	
小中学校体育・文化振興各種事業補助金	
学校保健・給食団体補助金	
美術館・博物館、科学館等事業補助金	
PTA団体補助金	
社会教育関係団体補助金	
生涯学習団体補助金	
生涯学習推進事業補助金	
指定文化財等保護補助金	
公民館補助金	
スポーツ施設管理補助金	
スポーツ振興団体運営補助金	
上下水道関係団体補助金	
下水道普及促進事業補助金	
消防関係補助金	

3 廃止予定の補助金、交付金等

	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
補助金、交付金等の名称	富山市痴呆性高齢者支援団体事業費補助金	特別養護老人ホーム建設助成事業(新規協議単独分)※	首都圏おおやま会運営補助金	八尾町環境ISO14001認証取得支援事業補助金	心臓病治療費の助成	道路照明灯設置・維持管理補助金※	道路照明灯維持管理補助金※
	富山市草刈機賃借料補助金	老人福祉施設建設借入金元金・利子補給事業(新規協議分)※	近畿圏おおやま会設立補助金	特別養護老人ホーム建設助成事業(新規協議単独分)※	老人性白内障手術助成		
	身体障害者等交付診断書補助金	チャイルドシート購入費補助金	特別養護老人ホーム建設助成事業(新規協議単独分)※	老人福祉施設建設借入金元金・利子補給事業(新規協議分)※	特別養護老人ホーム建設助成事業(新規協議単独分)※		
	心臓病治療費の助成		老人福祉施設建設借入金元金・利子補給事業(新規協議分)※	道路照明灯設置・維持管理補助金※	老人福祉施設建設借入金元金・利子補給事業(新規協議分)※		
	全国健康福祉祭(年輪ピック)補助		道路照明灯設置・維持管理補助金※	チャイルドシート購入費補助金	道路照明灯設置・維持管理補助金※		
	特別養護老人ホーム建設助成事業(新規協議単独分)※ 老人福祉施設建設借入金元金・利子補給事業(新規協議分)※		チャイルドシート購入費補助金		チャイルドシート購入費補助金		

※印の補助金、交付金等については、経過措置等あり

合併協定項目21

「各種事務事業の取扱い」 調整方針

合併協定項目 2 1 「各種事務事業の取扱い」調整方針

事務事業名	調整方針
2 1 - 1 企画議会関係事業	
総合計画の策定	新市総合計画については、新市建設計画との整合を図りながら、合併後、新市の新たな策定方針に基づき策定するものとする。
選挙公報の作成及び配布	選挙公報の配布方法は、新聞折り込みとするものとする。 また、市議会議員・市長選挙における選挙公報を発行するものとする。
公社及び第三セクター等の取扱い	7市町村が出資している公社、第三セクター等については、出捐・出資を問わず、すべて新市に引き継ぐこととする。 ただし、合併の効果が最大限発揮できるよう、設立目的等を鑑み、統合整備を図るよう努めるものとする。

2 1 - 3 福祉保健関係事業

地域福祉計画の策定	現行のとおりに新市に引き継ぎ、合併後、新市において新たな計画を策定する。
障害者福祉計画の策定	
高齢者保健福祉計画の策定	
介護保険事業計画の策定	
健康増進計画の策定	
児童育成計画・次世代育成支援行動計画の策定	合併時に、富山市の例により統合する。 選択検査における負担率は、一般30%、70歳以上は10%とする。ただし、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とする。
基本健康診査（医療機関個別・節目）	
総合健康診査	
基本健康診査（集団）	
胃がん検診	

事務事業名	調整方針
2 1 - 3 福祉保健関係事業（続き）	
大腸がん検診	合併時に、富山市の例により統合する。 ただし、集団検診を実施している町村においては、地域の実情に応じて実施する。 負担率は、一般30%、70歳以上は10%とする。ただし、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とする。
肺がん検診（胸部X線検査）	合併時に、富山市の例により統合する。 負担率は、一般30%、70歳以上は10%とする。ただし、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とする。
肺がん検診（かくたん細胞診検査）	合併時に、富山市の例により統合する。 負担率は、一般30%、70歳以上は10%とする。ただし、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とする。
乳がん検診	合併時に、富山市の例により統合する。 負担率は、一般30%、70歳以上は10%とする。ただし、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とする。
子宮がん検診	合併時に、富山市の例により統合する。 負担率は、一般30%、70歳以上は10%とする。ただし、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とする。

2 1 - 4 市民生活関係事業

地区センターの配置等	1 配置については、富山市は現行のとおりとし、6町村については、次ページのとおりとする。 2 業務内容については、地域の事情を勘案の上、合併時まで調整する。
------------	---

○地区センターの配置一覧

	小学校区数	(1)地区センター配置数	(2)地区センター配置計画
富山市	48	49	現行のとおり
大沢野町	4	4	・大久保地区 ・船崎地区 ・小羽地区 ・下夕地区（北部） ※下夕地区（南部）は、細入村南部地区センターで対応
大山町	4	3	・福沢地区 ・大庄地区 ・小見地区
八尾町	4	8	・保内地区 ・杉原地区 ・黒瀬谷地区 ・卯花地区 ・室牧地区 ・野積地区 ・仁歩地区 ・大長谷地区
婦中町	7	7	・鶴坂地区 ・朝日地区 ・宮川地区 ・熊野地区 ・古里地区 ・音川地区 ・神保地区
山田村	1	0	総合行政センターで対応
細入村	1	1	・南部地区
計	69	72	

事務事業名	調整方針
21-5 環境関係事業	
可燃ごみ収集	週2回収集とする。
不燃ごみ収集	月2回収集とする。
空き缶行政回収事業	月2回収集とする。
空きびん行政回収事業	月2回収集、3色分別とする。 リターナルびんは収集しないものとする。
ペットボトル行政回収事業	拠点回収とステーション回収を併存する。 ステーション回収は地域事情に応じて月1回～4回とする。
プラスチック容器包装行政回収事業	拠点回収とステーション回収を併存する。 ステーション回収は、月4回とする。
紙製容器包装・古紙行政回収事業	拠点回収とステーション回収を併存する。 ステーション回収は月1回とする。
粗大ごみ収集	可燃ごみ、不燃ごみとして収集する。再利用粗大ごみ収集（婦中町で実施）は廃止する。
戸別有料収集	富山市の例により調整する。
環境協定・公害防止協定	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。なお、新市において、条例や協定の内容について検討する。
斎場の管理運営と維持管理	斎場施設については、現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。
墓地の使用許可と維持管理	墓地の申込み条件等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、合併後、一元化について検討する。 なお、各管理基金については、それぞれの墓地管理に活用するものとする。
ねずみ及び衛生害虫の駆除	防疫用機器の貸出しについては、現行のとおりとする。薬剤の配布は、無料とする。
集団回収活動推進事業	合併時に、富山市の例により調整する。
し尿処理収集体制	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。なお、浄化槽汚泥も同様の取扱いとする。

事務事業名	調整方針
21-5 環境関係事業（続き）	
浄化槽清掃業の許可	合併時に、4町及び細入村の例により統合する。

21-6 商工労働関係事業

工業団地	分譲・造成済団地については、現行のとおり新市に引き継ぎ、企業誘致・立地の促進を図るものとする。 また、用地取得済団地についても、現行のとおり新市に引き継ぎ、既存の造成済団地の分譲状況や企業の進出計画を見極めながら整備するものとする。 なお、計画・構想団地については、経済状況・企業の進出動向などを踏まえ、合併後に検討するものとする。
新産業の創出	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新市としての産業振興ビジョン策定の中で新産業の創出施策の検討を行うものとする。
観光施設の施設建設、管理、営業等	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな経営形態を検討するものとする。
新規企業立地促進事業・制度	
用地・建物・設備の取得費補助制度	合併時に、富山市の例により統合する。なお、富山八尾中核工業団地及び富山イノベーションパークについては、県の直接補助に加え、新市単独で下記の金額を補助するものとする。 取得費の5% 限度額1億円 (1億円以上の経費、 新規雇用が5人以上)
工場等の設置における固定資産に係る補助制度	合併時に、富山市の例により統合する。なお、合併前に課税免除の適用を受けた企業については、その適用期間、課税免除相当額を補助するものとする。

事務事業名	調整方針
21-6 商工労働関係事業（続き）	
新規企業立地促進事業・制度（続き）	
用地に係る経費補助制度	用地取得に係る補助制度については、合併時に、富山市の例により統合する。 賃借料に係る補助については、合併後、新市において検討するものとする。
環境保全施設に係る工事費補助制度	工場立地法、緑化推進条例に基づく緑地の設置及び公害防止設備の設置については、合併時に、富山市の例により統合する。 未整備用地の廃棄物処理施設、排水路等の整備費については、合併時に、婦中町の例により統合する。
福利厚生施設設置に係る工事費補助制度	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
消雪装置設置に係る工事費補助制度	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
再生資源を原材料として利用する事業に対する設備投資に係る補助制度	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
工場等の新增設に際する新規雇用者に係る補助制度	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
集団化・高度化による工場等の設置に係る補助制度	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
集団化・高度化による共同施設の設置に係る経費補助制度	合併時に、富山市の例により統合するものとする。
周辺の公共的施設整備(市町村直接投資)	合併後、地域の実情に合わせ、整備するものとする。
中小企業向け融資制度等	
融資制度	合併時に富山市の融資制度に統合するものとする。
単独融資制度	なお、その他融資制度における既往の融資分については、新市に引き継ぐものとする。
県協調融資制度	
その他融資制度	

事務事業名	調整方針
21-6 商工労働関係事業（続き）	
保証料助成制度	合併時に富山市の保証料助成制度に統合するものとする。
単独融資制度	
県協調融資制度	
他機関制度	
利子助成制度	合併時に富山市の利子助成制度に統合するものとする。 なお、既往の融資分については、新市に引き継ぐものとする。
単独融資制度	
県協調融資制度	
他機関制度	
損失補償制度	合併時に富山市の損失補償制度に統合するものとする。 なお、既往の融資分に係る契約は、新市に引き継ぐものとする。
単独融資制度	
県協調融資制度	

21-7 農林水産関係事業

農業振興地域整備計画の策定	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に統一する。
農村環境計画の策定	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新たな計画を策定する。
市町村森林整備計画の策定	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
都市農漁村交流促進対策事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
水田転作助成金（単独事業）	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に各地域の特性を勘案し、再編する。 各地域の特性 (平野部・中山間地の地理的条件、特産品、農家の取組み状況)
中山間地域等農業活性化支援事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
中山間地域等直接支払事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
里地棚田保全整備事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
地域特産品振興対策事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。

事務事業名	調整方針
21-7 農林水産関係事業（続き）	
農業集落排水事業の会計方式	合併時、富山市の例により特別会計に統合する。
農業集落排水事業基本計画の策定	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
農業集落排水管理事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、現行6町村の事務については上下水道局へ委託をする。
農業集落排水普及促進・改造資金助成	合併時に再編する。 (助成内容) ①無利子貸付(直接貸付) ②貸付限度額は100万円以内 なお、自家用汚水ポンプ工事がある場合は、50万円上乗せ ③貸付期間は、3年以内

21-8 都市整備関係事業

不採算バス路線維持	合併時に富山市の例により統合するものとする。
コミュニティバス	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、調整するものとする。
優良田園住宅の建設の促進	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。
組合施行土地区画整理事業の指導及び支援	合併時に富山市の例により統合するものとする。
住宅団地造成助成事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、調整するものとする。
都市計画区域の決定	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。
都市計画の地域・地区の決定及び変更	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。
区域区分の決定	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。
都市計画マスタープランの策定	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に全市域を対象とする新たな計画を策定するものとする。
定住促進支援事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。

事務事業名	調整方針
21-9 建設関係事業	
除雪計画の策定	各市町村の現計画を基に、合併時に新たな計画を策定するものとする。
除雪対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。
地域防災計画の策定	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新たな計画を策定するものとする。
公園緑地の維持管理	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編するものとする。
市町村営住宅の総合計画策定	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に各市町村の現計画を基に、新たな計画を策定するものとする。
市町村道の路線認定・変更・廃止	各市町村の認定道路は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の認定基準は、合併時に富山市の例を基に調整する。
集落道、私道舗装補助事業	補助制度については、合併時に再編する。
消雪施設・流雪溝等の維持管理	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。 なお、新市においては、新たな町内会（開発行為等）整備の施設は、引き取らないものとする。
消・融雪、流水施設単独整備及び町内消雪補助事業	現在、計画中の工事は継続し、合併後に計画を見直す。 町内消雪補助事業については、合併時に富山市の例を基に調整する。
防災行政無線	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後にシステムの見直しを図る。なお、合併時に暫定的に地域防災系による一元化を図る。

21-10 教育関係事業

通学区域事務	通学区域は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 就学指定校変更許可要件は、合併後、緩和の方向で統一する。 区域外就学許可要件（他市町村間）は、合併時まで統一する。
--------	--

事務事業名	調整方針
21-10 教育関係事業（続き）	
学校再編	合併後、新市において各事例ごとに検討する。
スクールバス運営	現行のとおり新市に引き継ぐ。
遠距離通学補助	現行のとおり新市に引き継ぐ。
私立高等学校・幼稚園補助（教育振興事業、施設整備事業）	合併時に富山市の例により統合する。
公・私立幼稚園就園奨励費	合併時に富山市、八尾町、婦中町の例により統合する。
学校給食運営方法	学校給食用物資の購入については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、合意が得られた地域から順次財団法人富山市学校給食会委託へ移行する。
学校給食調理場の運営	現行のとおり新市に引き継ぐ。
学校給食費	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、統一する。
公立幼稚園の受入れ年齢、通園区域	就園年齢は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 通園区域は、新市全域とする。
公立幼稚園の統廃合	合併後、新市において各事例ごとに検討する。
図書館施設の所在地及び運営状況	図書館施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 合併後に、山田村、細入村の図書館にコンピュータシステムを整備するとともに、図書館のネットワークシステムを構築する。

21-11 上下水道関係事業

上下水道事業の会計方式	上下水道事業の会計方式については、合併時に「1事業1会計（企業会計）」に統一し、水道事業企業会計（簡易水道事業含む）、工業用水道事業企業会計、下水道事業企業会計の3会計とする。
水道事業計画の策定	合併時は、現計画を基本として事業を進め、合併後、新市において新たな計画を策定する。

事務事業名	調整方針
21-11 上下水道関係事業（続き）	
下水道事業基本計画の策定	各処理区毎に基本計画を運用しているため、合併後も現計画を原則引き継ぐものとする。
上下水道事業の財政計画	合併後、新市の事業計画を基に新たな財政計画を策定する。
水洗便所改造資金等	合併時に富山市の例により統合するが、大山町の普及促進助成金交付制度は、平成17年度のみ存続する。 なお、八尾町の自家用汚水ポンプ場設置補助制度は廃止する。
低地等対策におけるポンプ設置の負担者	低地等対策のためのポンプ設置については、現行のとおりの各市町村の制度を引き継ぎ、合併後できるだけ早く統一する。

21-12 消防関係事業

消防本部の位置及び名称	位置は、現在の富山市消防本部とし、名称は、富山市消防局とするものとする。
消防署の位置、名称及び管轄区域	位置については、現行のとおりの新市に引き継ぐものとする。 名称については、現富山市は現行のとおりのとし、各町では、『町』を削除したものとする。 管轄区域については、現行のとおりの新市に引き継ぐが、山田村については現婦中町消防署、細入村については現大沢野町消防署が、管轄するものとする。なお、山田村及び細入村の拠点については、合併後に検討するものとする。
119番受信	119番通報を集中受信できるように、合併時までに再編するものとする。
各種災害出動指令システム	富山市の例を基本とするシステム（直近選別方式）として、合併時までに再編するものとする。

事務事業名	調整方針
21-12 消防関係事業（続き）	
消防・救急無線システム	消防・救急無線については、合併時までに使用周波数の統一と救急無線機を整備するものとする。 消防団無線については、合併時までに2村の消防団車に、消防無線機（受信のみ）を整備するものとする。 無線交信については、方式を合併時に再編するものとする。
消防団の名称・組織・定員 ①名称 ②組織 ③定員	①名称は富山市消防団とする。 ②組織は1消防団方面団制とする。 ③定員は現在の条例定数を合算したものとする。
消防団の管轄区域	管轄区域は新市全域とし、方面団の管轄区域は現消防団の区域とする。ただし、現富山市の方面団にあっては、現行のとおりのとする。